

宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会設置要綱

(設置)

第1 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の検証，記録を行い，教訓を後世に残すために作成する検証・記録集（以下「記録集」という。）に対する意見を求めるため，宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は，次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 記録集の検証，記録に関すること。
- (2) その他記録集に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3 部会は，宮城県防災会議委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は，会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き，会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は，会務を総理し，部会を代表する。
- 5 部会長を補佐し，部会長に事故あるときはその職務を代理するため，副部会長を置く。副部会長は，部会長が指名する。
- 6 委員の任期は，平成27年3月31日までとする。

(会議)

第4 部会の会議は，部会長が招集する。

- 2 部会の会議は，必要に応じ部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第5 この要綱に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成24年4月25日から施行する。
- 2 この要綱は，平成27年3月31日限り，その効力を失う。